

令和 7 年 第 2 回

さくら市議会臨時会議案書

付 議 事 件

第2回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 税条例の一部改正）	市 長	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 都市計画税条例の一部改正）	”	P 7
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 国民健康保険税条例の一部改正）	”	P10
4	専決処分の承認を求めることについて（令和6年 度さくら市一般会計補正予算（第9号））	”	P12
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決 定）	”	P34

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 6 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 4 月 30 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第6号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第22号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第90条第3項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路

交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附

則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のさくら市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 7 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 4 月 30 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 7 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 23 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 9 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 10 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 18 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

令和 7 年 4 月 30 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 5 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 18 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成 17 年さくら市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第8号 令和6年度さくら市一般会計補正予算（第9号）

令和7年4月30日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第8号 専決処分書

令和6年度さくら市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度さくら市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,412万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億5,300万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 環 境 性 能 割 交 付 金	
	1 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
17 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	4 雑 入

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
213,356	7,200	220,556
50,000	994	50,994
150,000	6,054	156,054
13,356	152	13,508
2,000	326	2,326
2,000	326	2,326
25,000	21,857	46,857
25,000	21,857	46,857
25,000	41,584	66,584
25,000	41,584	66,584
75,000	31,074	106,074
75,000	31,074	106,074
1,000,000	160,770	1,160,770
1,000,000	160,770	1,160,770
82,000	1,584	83,584
82,000	1,584	83,584
15,000	15,002	30,002
15,000	15,002	30,002
261,025	8,131	269,156
0	8,131	8,131
3,490,428	57,669	3,548,097
3,490,428	57,669	3,548,097
5,400	△1,078	4,322
5,400	△1,078	4,322
66,482	1,766	68,248
65,633	1,766	67,399
860,007	21,364	881,371
860,007	21,364	881,371
277,411	△40,242	237,169
186,481	△40,242	146,239
1,628,120	7,116	1,635,236
176,769	7,116	183,885

款	項
歲	入 合 計

補正前の額	補正額	計
25,218,885	334,123	25,553,008

歳 出

款		項	
2 総	務	費	
			1 総 務 管 理 費
7 土	木	費	
			4 都 市 計 画 費
9 教	育	費	
			5 社 会 教 育 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,095,258	268,341	3,363,599
2,634,883	268,341	2,903,224
2,363,086	60,905	2,423,991
1,213,942	60,905	1,274,847
4,883,407	4,877	4,888,284
485,813	4,877	490,690
25,218,885	334,123	25,553,008

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 地方譲与税	213,356
3 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000
6 法人事業税交付金	75,000
7 地方消費税交付金	1,000,000
8 ゴルフ場利用税交付金	82,000
9 環境性能割交付金	15,000
10 地方特例交付金	261,025
11 地方交付税	3,490,428
12 交通安全対策特別交付金	5,400
17 財産取入	66,482
18 寄附金	860,007
19 繰入金	277,411
21 諸取入	1,628,120
歳入合計	25,218,885

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
7,200	220,556	
326	2,326	
21,857	46,857	
41,584	66,584	
31,074	106,074	
160,770	1,160,770	
1,584	83,584	
15,002	30,002	
8,131	269,156	
57,669	3,548,097	
△1,078	4,322	
1,766	68,248	
21,364	881,371	
△40,242	237,169	
7,116	1,635,236	
334,123	25,553,008	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		3,095,258	268,341
7	土木費		2,363,086	60,905
9	教育費		4,883,407	4,877
歳出合計			25,218,885	334,123

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,363,599			21,766	246,575	
2,423,991				60,905	
4,888,284				4,877	
25,553,008			21,766	312,357	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	213,356	7,200	220,556
1	地方揮発油譲与税	50,000	994	50,994
	1 地方揮発油譲与税	50,000	994	50,994
2	自動車重量譲与税	150,000	6,054	156,054
1	自動車重量譲与税	150,000	6,054	156,054
3	森林環境譲与税	13,356	152	13,508
1	森林環境譲与税	13,356	152	13,508

3	利子割交付金	2,000	326	2,326
1	利子割交付金	2,000	326	2,326
	1 利子割交付金	2,000	326	2,326

4	配当割交付金	25,000	21,857	46,857
1	配当割交付金	25,000	21,857	46,857
	1 配当割交付金	25,000	21,857	46,857

5	株式等譲渡所得割交付金	25,000	41,584	66,584
1	株式等譲渡所得割交付金	25,000	41,584	66,584
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	41,584	66,584

6	法人事業税交付金	75,000	31,074	106,074
1	法人事業税交付金	75,000	31,074	106,074
	1 法人事業税交付金	75,000	31,074	106,074

7	地方消費税交付金	1,000,000	160,770	1,160,770
1	地方消費税交付金	1,000,000	160,770	1,160,770
	1 地方消費税交付金	1,000,000	160,770	1,160,770

8	ゴルフ場利用税交付金	82,000	1,584	83,584
---	------------	--------	-------	--------

2 地方譲与税
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	994	地方揮発油譲与税	994
1 自動車重量譲与税	6,054	自動車重量譲与税	6,054
1 森林環境譲与税	152	森林環境譲与税	152

1 利子割交付金	326	利子割交付金	326

1 配当割交付金	21,857	配当割交付金	21,857

1 株式等譲渡所得割交付金	41,584	株式等譲渡所得割交付金	41,584

1 法人事業税交付金	31,074	法人事業税交付金	31,074

1 地方消費税交付金	160,770	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	63,037 97,733

--	--	--	--

款		項	目	補正前の額	補正額	計
	1	ゴルフ場利用税交付金		82,000	1,584	83,584
		1 ゴルフ場利用税交付金		82,000	1,584	83,584
9		環境性能割交付金		15,000	15,002	30,002
	1	環境性能割交付金		15,000	15,002	30,002
		1 環境性能割交付金		15,000	15,002	30,002
10		地方特例交付金		261,025	8,131	269,156
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		0	8,131	8,131
		1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		0	8,131	8,131
11		地方交付税		3,490,428	57,669	3,548,097
	1	地方交付税		3,490,428	57,669	3,548,097
		1 地方交付税		3,490,428	57,669	3,548,097
12		交通安全対策特別交付金		5,400	△1,078	4,322
	1	交通安全対策特別交付金		5,400	△1,078	4,322
		1 交通安全対策特別交付金		5,400	△1,078	4,322
17		財産収入		66,482	1,766	68,248
	1	財産運用収入		65,633	1,766	67,399
		2 利子及び配当金		40,443	1,665	42,108
		3 債券等運用益		5,948	101	6,049
18		寄附金		860,007	21,364	881,371

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	1,584	ゴルフ場利用税交付金	1,584
1 環境性能割交付金	15,002	環境性能割交付金	15,002
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,131	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,131
1 地方交付税	57,669	特別交付税 震災復興特別交付税	57,681 △12
1 交通安全対策特別交付金	△1,078	交通安全対策特別交付金	△1,078
1 利子及び配当金	1,665	さくら市・斎藤奨学資金貸付基金利子 土地開発基金利子 基金一括運用利子（定期） 基金一括運用利子（債券）	1 2 32 1,630
1 債券等売却益	101	債券等売却益	101

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	寄附金	860,007	21,364	881,371
		1 一般寄附金	2	939	941
		2 教育費寄附金	4	425	429
		3 ふるさとづくり寄附金	860,001	20,000	880,001

19		繰入金	277,411	△40,242	237,169
	2	基金繰入金	186,481	△40,242	146,239
		1 財政調整基金繰入金	40,242	△40,242	0

21		諸収入	1,628,120	7,116	1,635,236
	4	雑入	176,769	7,116	183,885
		2 雑入	176,764	7,116	183,880

節		説明	
区分	金額		
1 一般寄附金	939	早乙女桜並木再整備募金	939
4 社会教育費寄附金	425	ミュージアム寄附金	425
1 ふるさとづくり寄附金	20,000	プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金	20,000

1 財政調整基金繰入金	△40,242	財政調整基金繰入金	△40,242

1 総務費雑入	7,116	栃木県市町村振興協会交付金	7,116

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	3,095,258	268,341	3,363,599			21,766	246,575
	1 総務管理費	2,634,883	268,341	2,903,224			21,766	246,575
		1 一般管理費	1,215,577	20,000	1,235,577			20,000
	8 基金費	38,100	248,341	286,441			1,766	246,575

7	土木費	2,363,086	60,905	2,423,991				60,905
	4 都市計画費	1,213,942	60,905	1,274,847				60,905
		3 公園費	226,592	60,905	287,497			

9	教育費	4,883,407	4,877	4,888,284				4,877
	5 社会教育費	485,813	4,877	490,690				4,877
		8 博物館費	144,847	4,877	149,724			

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	20,000	○ふるさとづくり寄附事業 基金積立金	20,000 20,000
24 積立金	248,338	○基金積立事業 基金積立金	248,341 248,338
27 繰出金	3	定額運用基金繰出金	3
24 積立金	60,905	○桜の郷づくり事業 基金積立金	60,905 60,905
24 積立金	4,877	○博物館作品購入等事業 基金積立金	4,877 4,877

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 7 年 4 月 30 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 9 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚隆志

市は、令和 7 年 2 月 23 日に発生した事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方

(1) 住所

(2) 氏名

2 事故の概要

令和 7 年 2 月 23 日午前 9 時 30 分頃、さくら市氏家 3481-2 において、マラソン大会開催に伴う交通誘導業務を行っていたところ、道を尋ねるため停車した相手方車両に、誤って誘導棒を接触させてしまい、損傷を与えたもの。

3 損害賠償額

金 56,045 円